

環境ふくい推進協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、環境ふくい推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、当分の間、福井県安全環境部環境政策課内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 協議会は、環境保全活動にかかる多くの個人、事業者、各種団体、行政機関等の知恵と行動力を結集し、県民が一体となって進める環境保全に関する県民運動を実践することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する県民運動の推進
- (2) 環境に関する情報の収集および提供
- (3) 環境保全に関する普及啓発
- (4) 環境保全活動に関する指導
- (5) 環境に関する講演会・研修会等の開催
- (6) 個人、事業者および団体が行う環境保全活動の育成・支援
- (7) 県からの補助事業および県とタイアップする事業
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織および機関

(組織)

第5条 この協議会は、第3条の目的に賛同する個人、事業者、団体、行政機関の会員をもって構成する。

2 この協議会への加入および脱退については、細則で定める。

(機関)

第6条 この協議会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会

(総会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) その他総会が必要と認めた事項

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会の出席会員のうちから選出する。

5 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(企画委員会)

第8条 企画委員会は、企画委員をもって構成する。

2 企画委員会は、総会の議決による具体的事項を企画実施するとともに、次年度の事業計画を企画する。

3 企画委員会は、企画委員の互選により企画委員長を置くものとする。

4 企画委員会は、企画委員長が招集する。

5 企画委員会の議長は、委員長の職にあるものがあたる。

(表決)

第9条 総会は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 役員および職員等

(役員)

第10条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内

- (3) 企画委員 30名以内
(4) 監事 2名

2 会長、副会長および企画委員と監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、この協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順序に従い、その職務を代行する。

3 企画委員は、第8条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計および会務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

第12条 会長、副会長、企画委員および監事は、総会において選任する。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、次の総会で選任する。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了した場合においても後任が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局)

第14条 この協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員の必要な事項は、細則で定める。

第5章 会計

(会計年度)

第15条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 この協議会に要する経費は、会費、負担金、寄付金、補助金、その他をもってあてる。

(会費)

第17条 この協議会の会費は、次のとおりとする。

会員	会費(年額)	口数
個人	500円	1口
事業者	10,000円	1口以上
団体	-	-

(会費等の不返還)

第18条 既納の会費およびその他の拠出金は、返還しない。

第6章 規約の改正

(規約の改正)

第19条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

第7章 その他

(細則)

第20条 その他、必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

1 この規約は、平成6年10月14日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立日から平成7年3月31日までとする。

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月1日から施行する。